

## クラウドファンディングたかおか事業（一般型）プロジェクト募集要項

※この募集は、令和7年度予算成立後、速やかに事業を実施するために、予算成立前に募集の手続を行うものです。

### 1 募集目的

クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、高岡市内における若者の定着や移住定住の促進をはじめとした地域課題の解決や地域活性化に資する事業を支援することを目的とします。

### 2 募集対象となる事業

若者の定着や移住定住の促進、空き家・空き店舗の活用、事業承継や新事業展開など、地域課題の解決や地域活性化に資する新たな事業プロジェクト（※既存事業を除く）

### 3 募集対象者

高岡市内において地域課題の解決や地域活性化に資する新たな事業を実施する者（法人、個人は問いません。）

### 4 寄附金の募集

高岡市（以下「市」という。）は、支援対象として認定した事業プロジェクト（以下「認定事業プロジェクト」という。）の企画内容や寄附目標額等を掲載するクラウドファンディングサイト（以下「募集サイト」という。）を指定します。

募集サイトの掲載内容は、認定事業プロジェクトの実行者が募集サイトを利用し、作成するものとします。

寄附目標額は、概ね50万円から100万円を目安とし、認定事業プロジェクトの実行者が定めるものとします。

### 5 支援金

寄附目標額を達成した認定事業プロジェクトについて、市は募集サイトを通じて集まった寄附金の額から寄附募集に係る手数料（13.2%）を差し引いた金額を支援金として支給します。

なお、寄附金の募集期間内に寄附目標額に達しなかった場合は、支援金の支給はありません。（その時点で寄附者から募集サイトに入金された寄附金は、募集サイトから寄附者へ返金されます。）

### 6 応募の手続き等

#### (1) 募集期間

- ・第1回締切分：令和7年3月7日（金）まで
- ・第2回締切分：令和7年6月6日（金）まで
- ・第3回締切分：令和7年9月5日（金）まで
- ・第4回締切分：令和7年11月7日（金）まで

#### (2) 提出書類

- ・事業実施計画書（様式第1-1号）
- ・収支予算書（別紙1）
- ・事業プロジェクト実行者概要説明書（別紙2）
- ・市税全てに滞納がないことを証する納税証明書  
（市民税課で交付している「完納証明書」または「滞納なし証明書」）
- ・その他、事業の内容が分かる資料

### (3) 提出先

高岡市 未来政策部 企画課 連携推進係

(住所) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

(電話) 0766-20-1101

(FAX) 0766-20-1670

(メール) kikaku@city.takaoka.lg.jp

## 7 認定事業プロジェクトの選定

市は事業評価委員会を開催し、認定事業プロジェクトを選定します。

事業評価委員会では原則として、書面及びプレゼンテーションに基づき、事業内容の新規性や実現可能性、地域課題解決への寄与度等を評価します。

### ○ 事業評価委員会の開催予定（令和7年）

・3月中旬（3月7日までの応募分）

・6月中旬（6月6日までの応募分）

・9月中旬（9月5日までの応募分）

・11月中旬（11月7日までの応募分）

※開催日等の詳細は決まり次第、市公式ホームページ等でお知らせします。

## 8 事業の開始、お礼等の実施

認定事業プロジェクトの実行者は、市の選定後、認定事業プロジェクトを開始することができます。支援金の支給決定を受けた実行者は、令和8年3月31日までに、認定事業プロジェクトに着手するものとします。

認定事業プロジェクトの実行者は、支援金受領後、寄附者に対し速やかにお礼（手紙の送付や自社製品の試供品の提供等）を行い、寄附者に感謝の気持ちを伝えるものとします。さらに、定期的に事業進捗報告を行うなど寄附者に継続して関心を持っていただくための工夫を行うものとします。

ただし、寄附者に対するお礼は、平成31年総務省告示第179号等を参考に、返礼割合が寄附額の3割以下とするとともに地場産品とするなど、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、事業プロジェクト実行者の負担により行うものとします。

（参考）総務省HP「ふるさと納税ポータルサイト」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)

## 9 事業の完了、事業実績の報告

認定事業プロジェクトの実行者は、令和9年3月31日までに、事業実施計画書に記載した支援金を充当する事業（寄附者に対するお礼を含む。）を完了させるものとします。

実行者は、事業が完了した日から1か月以内に、事業実績報告書（様式第6号）を市に提出するものとします。

令和7年度中に事業が完了しない場合は、令和8年3月31日までに一旦、事業の進捗状況等について、事業実施状況報告書（様式第7号）を市に提出するものとします。

## 10 支援金の返還

不正な行為によって支援金の支給を受けたと認められる場合は、支給決定を取り消し、支給額全額を返還させることがあります。

## 11 その他

この募集要項に定めのない事項は実施要綱に基づくこととします。